

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	母子保健事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、母子保健事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

館山市長

公表日

令和5年12月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健事務
②事務の概要	母子保健法に基づき、妊産婦や乳幼児の健康の保持増進を図るための健診等を行う。 ①妊産婦の健康の保持増進に関すること ②新生児、乳幼児の健康の保持増進に関すること ③乳幼児健診等のデータのマイナポータルを通じた本人等への提供や市町村間での情報連携 ④未熟児の養育医療給付、費用の支給、徴収
③システムの名称	健康管理システム、共通宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
妊婦台帳ファイル、妊婦健診ファイル、新生児訪問ファイル、乳幼児健診ファイル、宛名管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第49項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第40条第2号から第4号及び第9号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 第69-2、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第38条の3第2号から第4号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部健康課保健係
②所属長の役職名	健康課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課行政管理係 千葉県館山市北条1145番地の1 0470-22-3218
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部健康課保健係 千葉県館山市北条740番地の1 館山市コミュニティセンター2階 0470-23-3113

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月28日	I-5-①	健康福祉部健康課予防係	健康福祉部健康課保健係	事後	
平成29年2月28日	I-5-②	健康課長 熊井成和	健康課長 岡田賢太郎	事後	
平成29年2月28日	II-1対象人数	平成26年7月1日	平成29年1月1日	事後	
平成29年2月28日	II-2取扱者数	平成26年7月1日	平成29年1月1日	事後	
平成29年6月19日	II-1対象人数	平成29年1月1日	平成29年6月1日	事後	
平成29年6月19日	II-2取扱者数	平成29年1月1日	平成29年6月1日	事後	
令和1年6月24日	II-1対象人数	平成30年6月1日	令和1年6月1日	事後	
令和1年6月24日	II-2取扱者数	43252	43617	事後	
令和2年9月10日	I-1-①事務の名称	健康管理(母子保健法)による事務	母子保健事務	事後	
令和2年9月10日	I-1-②事務の概要	母子保健法に基づく妊娠届及び妊婦健診・乳幼児健診の管理	母子保健法に基づき、妊産婦や乳幼児の健康の保持増進を図るための健診等を行う。 ①妊産婦の健康の保持増進に関する事②新生児、乳幼児の健康の保持増進に関する事③乳幼児健診等のデータのマイナポータルを通じた本人等への提供や市町村間での情報連携	事後	
令和2年9月10日	I-3法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第49項	番号法第9条第1項 別表第一 第49項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第40条第2号、第3号及び第4号	事後	
令和2年9月10日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第7項 別表第二 第56-2項	番号法第19条第7項 別表第二 第69-2、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第38条の3第2号から第4号	事後	
令和3年12月16日	I-1-②事務の概要	母子保健法に基づき、妊産婦や乳幼児の健康の保持増進を図るための健診等を行う。 ①妊産婦の健康の保持増進に関する事、②新生児、乳幼児の健康の保持増進に関する事③乳幼児健診等のデータのマイナポータルを通じた本人等への提供や市町村間での情報連携	母子保健法に基づき、妊産婦や乳幼児の健康の保持増進を図るための健診等を行う。 ①妊産婦の健康の保持増進に関する事、②新生児、乳幼児の健康の保持増進に関する事③乳幼児健診等のデータのマイナポータルを通じた本人等への提供や市町村間での情報連携 ④未熟児の養育医療給付、費用の支給、徴収	事後	
令和3年12月16日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第7項 別表第二 第69-2、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第38条の3第2号から第4号	番号法第19条第8項 別表第二 第69-2、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第38条の3第2号から第4号	事後	
令和3年12月16日	II-1対象人数	44075	44348	事後	
令和3年12月16日	II-2取扱者数	44075	44348	事後	
令和5年2月1日	I-3法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第49項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第40条第2号、第3号及び第4号	番号法第9条第1項 別表第一 第49項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第40条第2号から第4号及び第9号	事後	
令和5年3月1日	I-1-③システムの名称	健康管理システム、共通宛名システム、中間サーバー	健康管理システム、共通宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム	事後	